

緑地保全・優良緑地確保支援事業資金

都市緑地法に基づき、都市緑化支援機構が都市緑地の保全等を推進するために行う特別緑地保全地区等の土地の買入れ・機能維持増進事業に要する資金及び都市緑化支援機構が優良緑地確保計画の認定を受けた事業者が行う緑地確保事業に要する資金の貸付けに要する資金の一部を国が無利子で貸付けを行う。

(1) 緑地保全支援事業資金

①貸付対象者

都市緑化支援機構

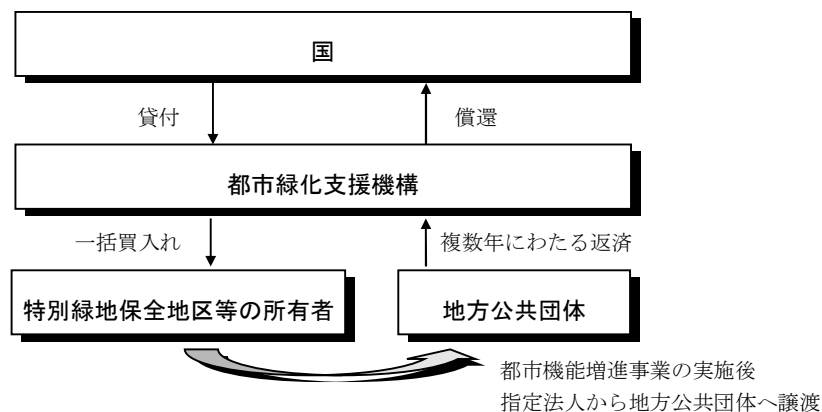
②対象費用

都市緑地法の規定により都道府県等の要請に基づき都市緑化支援機構が行う特別緑地保全地区等の土地の買入れ及び機能維持増進事業の実施に要する費用

③条件

- a. 貸付限度額 事業実施に要する費用
- b. 国の貸付率 指定法人の貸付額の10/10以内
- c. 利率 無利子
- d. 償還期間 10年以内（うち据置期間4年以内）
- e. 償還方法 元金均等半年賦償還

【緑地保全支援事業資金の貸付けスキーム】



(2) 優良緑地確保支援事業資金

①貸付対象者

優良緑地確保計画認定制度に基づき認定された事業者（都市緑化支援機構を通じた貸付）

②対象費用

貸付対象者が行う、認定された優良緑地確保計画に基づく緑地確保事業※1に要する費用

※1 心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等に貢献する
公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

③条件

- a. 貸付限度額 事業に要する額の1/2以内
- b. 国の貸付率 指定法人の貸付額の10/10以内
- c. 利率 無利子
- d. 償還期間 10年以内（うち据置期間4年以内）
- e. 償還方法 元金均等半年賦償還

【優良緑地確保支援事業資金の貸付けスキーム】

